富山市暴力団排除に関する誓約書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

住所

氏名又は名称

及び代表者名

　富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号。以下「条例」という。）第3条に規定する暴力団排除の基本理念に基づき、下記事項について誓約いたします。

　また、本誓約の内容が事実と相違することが判明した場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第78条の10、第92条第1項、第104条第1項、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の45の9の規定に基づき、事業所の指定及び許可の取り消し、又は期間を定めてその指定及び許可の全部若しくは一部の効力を停止された場合においても、何ら異議の申し立てを行いません。

　なお、誓約事項を確認するため、富山市が富山県警察本部等に対し照会を行うことについて同意します。

記

１　法人の代表者及び役員は、条例第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。

２　実質的に暴力団員がその運営を支配している事業者ではありません。

３　使用人として、暴力団員を雇用していません。また、新たに雇用しません。

４　上記のほか、条例の基本理念にのっとり、法人が行う事業により暴力団を利すること

とならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しま

す。